

# いわむら

発行所 岩室村役場  
印刷所 巻・北洋印刷K.K.

No.58

村民スキー教室開設

とき 2月5日(日曜日) ところ 五日町スキー場

集場地・時間 岩室駅前 午前6時30分

◎初級者指導いたします。

岩室 東三条 五日町  
6:40分 7:44分 スキー列車銀嶺1号 9:07分

---

17.21分 16.45分 15.33分

◎交通費自己負担 申込み 公民館宛4日迄 TEL1-141

衆院選挙投票率 開票7時30分 参観人59名

投票区	有権数	投票数	投票率
第1区	1,910	1,636	85.76
第2区	187	172	91.98
第3区	353	291	82.44
第4区	621	514	82.77
第5区	300	248	82.67
第6区	735	621	84.49
第7区	1,043	903	86.58
第8区	921	588	63.84
計	6,070	4,973	81.93

## 総選挙 私達の審判下る

### 投票率八一・九三%

#### 県、西蒲平均に及ばず

二十九日衆院選、最高裁判所の七裁判官に対する国民審査が行なわれたが、心配した降雪もなく、朝方は日曜と小雨のため出足がにぶっていたが、雨がやんだ11時頃より、うなぎのぼりに投票率がふえた。今回の選挙は議会制民主主義の分かれ道とあつてか、選挙民の関心は強く、心配された投票率も意外に高く、村平均八一・九三%を示したが、県確定投票率八一・九四%に及ばず西蒲原郡各町村平均は下より二番目と不名誉な位置にランクされたが、これは間瀬地区における、出稼ぎという特殊な状態が大きく投票率に影響が、これらも有権者の自覚によつて、不在者投票で行使できるのではな

投票開始時間十分前 第六投票所へ、今年九二才小池文吾さん(石瀬)が、一番のりてかけつけ、投票をすませた。「私の投じた一票で黒い霧を払うことのできるだろう」と悔いのない投票をしたと自信満々。どういふ観点で候補者を決めましたか。「立会演説を聴いたり公報でよめたり選挙について若い人に望むことは、「私の若い頃は、納税者のみに投票権があった。今は

最高裁判所裁判官国民審査

判名	賛成	反対
岩田	308	4,063
色川	343	4,028
松田	308	4,063
大下	290	4,081
柏田	282	4,089
	278	4,093
	241	4,130



小池さん

二十才で得られる若い人の考えはずばらしい、その若い力を国造りに向けてもらいたい。」

衆院選挙を終えて

黒い霧解散のあとを受けた今回の出立選挙も終つた。今のところこの岩室村では特にこれといった不明朗さや暗いかけを連想させような言葉や耳にしないので恐ろしく行なわれたい姿で選挙がなされるたものであろうと判断された。このことは選挙民の自覚が要因の一つであることである。ただここで、よから考へて洵に喜ばしいことである。たゞここで、よりよい社会の形成への道としてその内容即ち、選挙の質の向上といった観点からどんな反省が持たれるであろうか。選挙権を行使する

### 「黒い霧を払う主役」若い目



成人の日十五日、式典が岩室中学で行なわれた。今年輝かしい新春を迎えた若人は一九四名(有権者九名)出足は好調で、女性の晴れ着姿が目立ち、花嫁の娘さよなら会場は花が咲いたよう。成人になったある女性に「選挙について?」問えば「始めての参政権で任務重大と思う、二十万円中元、田中事件とあんな事件はなくしたい。出たい候補者より、出したい人を」と明言。「候補者は金で、国民の目をだまかしては嫌いだ。誰にでも左右されず正しい立場に立つて議員を選ぶ。……」今回の選挙は衆院だから身近に感じないが、次の村長、村議選は充分に検討し村発展に役立つ人を」と男性が意欲的な意見を述べていた。成人後、直ちに選挙とあつて、選挙啓発運動が注目されたが、村選管は慎重を期し万全の配慮で選管長後藤清氏が、参政の重要性としての自覚をよびかけた。記念講演は「生きるということについて」と題して、県教育庁指導課長、池政栄氏が西蒲地方の農村女性の地位、封建性、若人の人生論と成人の身近かな問題で晩餐を引きつけた。一方永久選挙人名簿の切替えて二十歳になつても約数十名の成人者が総選挙で投票できないため若人達も割り切れぬ表情だつた。

ことは自分が政治に参与するという重大な意義を持つものであるから、人にすめられたからとか人情にすめられたり買収や供応に負けたたりすることは結局自分自身の存在を無価値なものとし、主権者を一人に否定した行為に外ならないと考えられる。また意中の候補者を一人に絞ることで狭い地域や職業の利害得失を重きをおきすぎて大局的な見地を忘れたらどうか。それたか無かったのか。それは代議士は一面地域或は職能の代表者ではあるが、それだけでではなくて広く国家全体の持った者でなければ抱負は持たなくてはならない筈であるからである。よりよい代表が選ばれ、吾々の負担にこたえた国政が展開されるためには



現行の公職選挙法にはまだまだ多くの欠陥が見られる。一葉の選挙公報、一回の立演説会で候補者の人物意見、手腕力量を知れということ自体が無理のように、真に主権者たる国民の代表として立つ信念と自信の候補者であれば選挙民に

向つて「お願いします」などとはちとおかしい話であるまいか。私共国民は選挙法の合理的改正を期待し積極的に選挙の質の向上をよびかけ、よりよい代表による政治が行なわれることを祈念してやまないものである。

住所 氏名